

盛岡保健所長告示第4号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年3月7日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101750	訪問看護ステーションもりのみやこ	盛岡市浅岸大塚 20 番地 1 大塚ビル 2 階	盛岡市浅岸一丁目 4 番 15 号 大塚ビル 2 階	平成 20 年 2 月 12 日